

秋田県手をつなぐ親たち

第53号

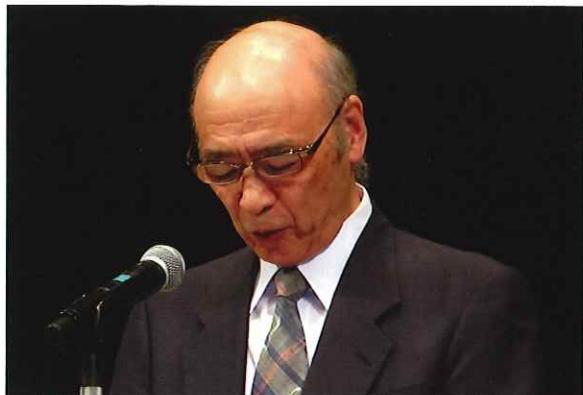
平成28年秋号

公益社団法人 秋田県手をつなぐ育成会

発行人：会長 谷内 和夫

秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館3F

TEL 018-864-2718 HP <http://www.akita-ikuseikai.jp/>



谷内会長のあいさつ



秋田県大会を振り返って

秋田県手をつなぐ育成会会長 谷内 和夫

大会テーマ「どこでも、誰でも、いつまでも安心して暮らせる社会を築こう」のもと、去る平成28年8月28日に由利本荘市・文化交流館「カダーレ」で開催された第58回手をつなぐ育成会秋田県大会（由利本荘・にかほ大会）には、延べ500人以上の参加を頂き、充実した研修大会となりました。

午前の式典での来賓祝辞、表彰、大会宣言では、温かい激励の言葉や提言があり、引き続き行われたアトラクションでは、由利高校生による秋田民謡と踊りの麗しい演技に魅了されました。また、ゆり支援学校生が、「一人一人の力は小さいけれど、届けばくらのパワー！」と、力一杯生きて行こうとする生徒達の集団演技に大いに盛り上がりを見せ、満場の喝采を博しました。

午後の高橋ひろみ氏の講演「安心と豊かな生活をまごころで」では、地域の総合的な拠点としての役割を担って今年開設された「由利本荘地域生活支援センター」の実施事業内容に触れられ、職員や関係者たちが一丸となって、心のこもった支援に取り組んでいる実態を映像と共に提示して頂きました。

シンポジウム（司会・和田、助言・高橋、講師・沼倉、三浦、古池、尾留川の各氏）では「一人ひとりの個性にあった支援を充実させよう」のテーマで、それぞれの立場から日頃の活気に満ちた取り組みについて、映像と共に実践報告や問題提起がありました。

午後から行われた本人大会で、A班は音楽療法士・日沼郁子さんの指導で歌やゲームを楽しみ、B班はにかほ市の「フェライト子ども科学館」を見学し、創作活動を行いました。

大会の詳細は以下のページに記されていますが、由利本荘・にかほ地域の知的障害者に対する積極的で心温まる取り組みの実態に触れ、誠に心強いものを感じました。障害者に対する無理解や偏見による常軌を逸した事件の直後でしたが、今大会での発表内容のような取り組みを継続するならば、必ずや共生社会は実現されるものと確信します。今大会を通して、今後も私たちの活動を力強く推進していく必要を感じた次第です。

大会開催に当たり、ご支援・ご協賛下さった多くの関係の方々や諸機関に対し、厚く御礼申し上げます。

秋田県知事・秋田県手をつなぐ育成会会長表彰

受賞おめでとうございます。

次の方々が、秋田県知事表彰・秋田県手をつなぐ育成会会長表彰を受賞されております。

☆ 秋田県知事表彰【更生援護功労者】

秋田市 金慶一様 横手市 加藤藤子様 湯沢市 高橋章様 大仙市 鈴木 綾子様

☆ 秋田県手をつなぐ育成会会長表彰

鹿角市 高杉七郎様 北秋田市 富樫スメ様 八峰町 今井正巳様 三種町 床田昭治様

明成園保護者会 佐藤美津子様 ウエルビューいづみ保護者会 柏谷敏郎様

秋田県心身障害者コロニー保護者会 村上武様 あきた病院愛育園保護者会 菅原透様

あきた病院愛育園保護者会 渡部政利様 由利本荘市岩城支部 佐藤雅子様

大仙市 佐々木文雄様 横手市 川崎美智也様 ユー・ホップハウス保護者会 伊藤正彦様

やまばと園親の会 安達一様

【感謝状】

大日寮保護者会 小林玲子様 愛仙にじ保護者会 久米力様



知事表彰を代表で受領 金慶一様



会長表彰を代表で受領 村上武様

お祝いのことば

ご来賓の祝辞・歓迎のごあいさつ



秋田県健康福祉部長 田中央吾様



由利本荘市副市長 阿部太津夫様

由利本荘・にかほ地区出身県議会議員の皆様の激励のお言葉



渋谷正敏 県議会議長



小田美恵子 県議会議員



加藤鉱一 県議会議員



三浦英一 県議会議員

大会宣言



保護者代表 石井由美 さん

大會宣言

私たちはこれまで、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性が尊重され、心豊かに安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、自らが活動するとともに社会環境の整備や福祉サービスの充実などを関係機関にてまいりました。

今日、施行から3年を経た障害者総合支援法の見直しがなされ、本年4月より障害者差別解消法が施行され、共生社会の実現に向けて、さらなる歩みが始まりました。共生社会の実現には、障害福祉を後退させることなく着実に前進させていくことが必要であり、そのためにも生活を支える制度が、持続可能なものであります。

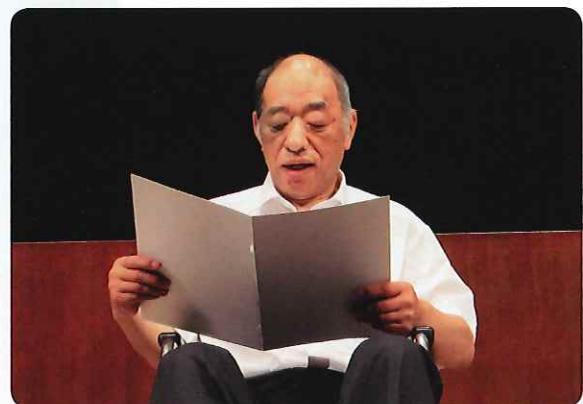
知的障がいのある人やその家族が望む地域において、安心して他の人々と共に支え合うことのできる地域づくりを目指し、本大会の名において次のことを行なうことを早急に実現されるよう宣言します。

1. 知的障がい及び発達障がいのある幼児の療育支援体制の整備と、特別支援学校・支援学校に学ぶ子どもたちの教育や、卒業後の進路指導の充実を図ること。
2. 一人ひとりの働く意欲を尊重し、雇用の促進・継続につながる就労・雇用支援制度の拡充を図ること。
3. 知的障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、障害者虐待防止法や障害者差別解消法の周知徹底を図るとともに、成年後見制度を利用しやすい制度に見直し、その活用促進を図るなど、権利擁護システムを確立すること。
4. 重度、高齢障がい者の居住の場の着実な確保と、緊急時の身近な支援体制を早急に確立すること。
5. 施設利用者が、充分な福祉サービスを受けられるよう、施設職員の処遇改善を図ること。
6. 知的障がいのある人の高齢化に伴い、医療を必要とする障がい者が増加していることから、介護や医療を提供できる施設を整備すること。
7. 大災害時に備えて、知的障がいのある人のための福祉避難所を準備すること。

以上を宣言案とします。

平成28年8月28日

第 58回手をつなぐ育成会秋田県大会 由利本荘・にかほ大会



本人代表 大槻幸二 さん

私たちの大会宣言

今日は、県内各地からお集まりいただきありがとうございます。
私たちが望む場所で安心して楽しく暮らしていくために、次のことが実現できるよう関係者の皆さん、応援してください。

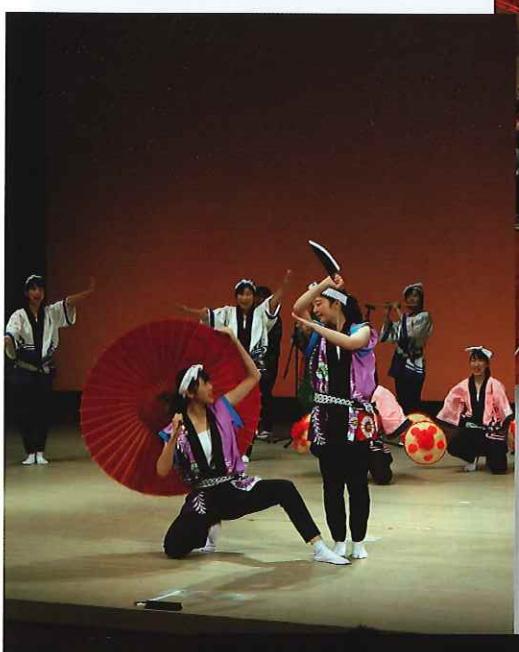
1. 私たちの意見や希望をじっくり聞いてください。
2. 私たちが安心して働けるよう仕事や訓練をする場を増やしてください。
3. 私たちが利用できる場所を増やしてください。
4. 私たちが楽しめる場所をたくさん作ってください。
5. 私たちが自立した生活ができるよう、お手伝いをしてくれる機関を作ってください。
6. いじめや虐待、差別がなくなるようにしてください。

以上、由利本荘・にかほ地域から県内の仲間とともに、私たちが自分らしく暮らしていくように、関係機関に要望します。

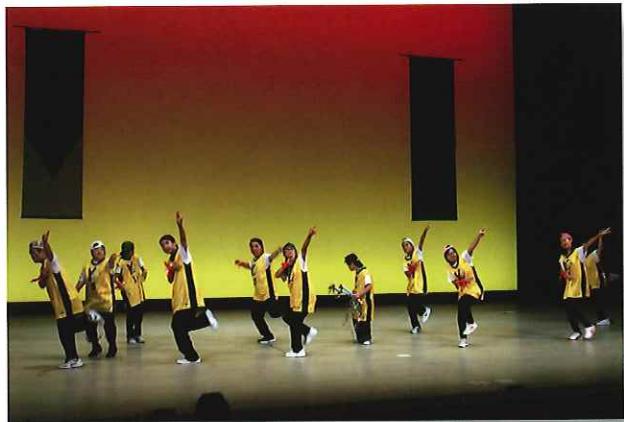
平成 28 年 8 月 28 日

第 58 回手をつなぐ育成会秋田県大会由利本荘・にかほ大会本人大会

アトラクション1 由利高等学校 民謡部による「民謡と踊り」



アトラクション2 ゆり支援学校 高等部生徒による「歌や踊り、群読」



講演 「安心と豊かな生活をまごころで」

秋田県社会福祉事業団 由利本荘地域生活支援センター
所長 高橋ひろみ 氏



秋田県社会福祉事業団の状況を皆様にスライドと共にお伝えしていきますので、宜しくお願いします。先ほどの式典後のアトラクションで、本当に涙がとまらないぐらいのたくさんのたくさんの感動をいただきました。

秋田県手をつなぐ育成会をはじめ、全国の育成会などからの要望により、法律用語の精神薄弱から知的障害に改正されました。障害を持つご家族だけではなく、広く福祉に関わる私たちに、大きく障害に対する概念を再構築する良い機会となりました。

また、全国に知的障害者相談員が配置されることにより、個別に介入する必要性が評価されましたことは、私たち福祉施設に従事する者にとっても、利用者本位の支援の充実につながっております。

障害を持つ方の職業生活の自立を図るために、障害者就業・生活支援センターが設置されておりますが、秋田県内では今年4月に比内、鷹巣地域を加え、県内8箇所を数えることとなりました。当事業団でも平成23年、県からの委託を受けスタートし、由利本荘、にかほ圏域に254名の登録者を対象に、相談支援を展開しております。毎年10件以上の就職と20件以上の実習に結び付けております。障害があっても就労の促進や工賃の増額など、ご本人の自立した生活に向かっての環境が整備されていくことと思われます。

そのほかに多くの取り組みや成果につきまして、育成会の皆様のたゆまぬご努力が今につながっているということ、私ども福祉業務に関わる職員一人一人が心にとどめ、本人、ご家族の思いをつないでいけるようにしたいと改めて思いを強くする次第です。

それでは、当法人の紹介に入らせていただきます。当法人は、昭和39年に設立され、秋田県が設置し

ました救護施設「玉葉荘」、知的障害児施設「秋田県阿桜学園」、「秋田県森岳老人福祉センター」の3施設の運営管理からスタートし、50年余りを経過いたしました。今年4月には、法人初の設置、運営となる由利本荘地域生活支援センターを加えまして、県内11カ所14施設を運営しております。

法人では県内3カ所に老人福祉総合エリアを開設しております。秋田県北部老人福祉総合エリア、大館市にございます。

秋田市御所野には、秋田県中央地区老人福祉総合エリア、こちらの2カ所につきましては、子どもからお年寄りまでの幅広い世代が安心してスポーツ、レクリエーション、宿泊、入浴、休憩を楽しんでいただける施設となっております。

横手市大森町にあります秋田県南部老人福祉総合エリアでございます。こちらは北部、南部のほかに高齢者用の住居、在宅福祉の機能を合わせ持つ総合施設となっております。

北部老人福祉総合エリアの中には、植物園があります。年間を通じ、植物を楽しむことができます。

中央エリアの方には、プール、入浴ができる浴室がございます。

南部福祉総合エリアには、広い体育館がありますが、こちらでは地域の座談会、老人の入居施設の方々も、と一緒に交流をする場面があります。

次に、高清水園です。

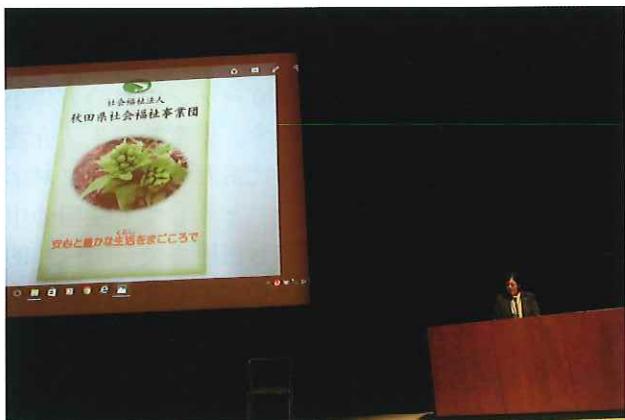
秋田市上北手猿田に、平成9年4月に「秋田県高清水園」と名称を変えまして、児者併設施設として運営されております。

平成28年には、県からの無償貸与から譲与として、新たに「高清水園」と名称を変え、知的障害、身体障害、精神障害を有する方々へ新たな事業展開が行われております。

横手市にあります阿桜園、平成2年4月に全面改築とともに、こちらの施設も児童施設から児者併設施設として、成人の定員70名を増やしまして運営されております。阿桜園も高清水園同様、平成28年には無償貸与から譲与して、新たに「阿桜園」と名前を変え、運営されております。

湯沢市にあります「やまばと園」、こちらは昭和49年10月、知的障害施設「やまばと学園」として定員60名で開設しております。平成15年4月に移転改築しまして、児者併設施設としまして、名称も「やまばと園」、成人50名、児童10名と変更しております。

次に、由利本荘市西目町にあります秋田県心身障害者コロニーのご紹介をいたします。昭和46年5月、「桜ヶ丘創生園」、「銀杏園」、「白光園」、「赤光園」、「開成園」、それぞれ100名の定員で開設されました。時代とともに共同生活援助事業が進み、地域生活移行に伴い、また、利用者の高齢化も進んだ中で、入居定員は平成28年4月1日、380名となっています。



各施設の様子をスライド紹介する高橋氏

秋田県身体障害者更生訓練センターでございます。
秋田市新屋にございます。

昭和36年7月、秋田県身体障害者更生指導所として定員30名で開設されました。当事業団には、昭和55年7月、重度身体障害者更生援護施設として50名を併設した時点で運営を委託されております。この時、秋田県身体障害者更生訓練センターと現在の名称に改称されております。

秋田市土崎にあります秋田県点字図書館です。昭和47年4月1日、開設されました。視覚障害者の方々に点字図書などで情報を共有するボランティア活動を希望する方々によって指導を行っております。

コロニー祭の写真です。祭りの一番の盛り上りの御神輿の写真です。ご家族、地域の方々と一緒にコロニーの開所記念と一年の無事を祈ってお祝いしている様子です。

法人では、その他各施設によって共同生活援助事業、相談支援事業、障害者就業の生活支援センターを運営しております。

こちらは平成28年4月に新しく建て増したグループホームの写真です。建物内部のご紹介をしますので、ご覧ください。

こちらはグループホームの共有部分であります調理室もあります。おいしい料理を作っていたいっている部分です。台所の部分になります。

こちらの共有部分ですが、お風呂になります。

1階の部分は、バリアフリーになっておりまして、

現在、車椅子を利用の方も入居しております。お風呂にはシャワーチェアなど、車椅子の方がご不自由のないように対応させていただいております。

こちらはトイレです。右側に車椅子の方がお入りになれるよう、広くスペースをとっております。

こちらは現在入居されて、共有部分の食堂でお食事の後にくつろいでいる様子です。

さて、当法人では、入所者の皆様の安心・安全、サービスの質の向上を図るために、ハイクオリティーサービス推進システムを導入し、各種サービス提供マニュアルを整備しております。

平成24年10月、虐待防止法の施行に伴い、権利擁護や障害特性についての理解を深めるとともに、虐待防止委員会の設置や職員一人一人の意識改革と意識向上の視点から、虐待防止チェックリストを活用し、利用者一人一人の支援に心を添えながら取り組んでおります。特に職員の人材育成には、研修の充実も図りながら力を注いでおります。

こちらのスライドは、当法人で取り組みました強度行動障害の研修です。障害特性に着目した支援が、より良い支援につながることを学ぶ興味深い内容でした。現在は、国・県研修への職員の派遣及び秋田県強度行動障害支援者養成研修、基礎研修を秋田県から委託を受け実施するほか、職員の研修参加を勧めております。

こちらは平成28年2月2日、中央地区老人福祉総合エリアの開所に一般公開講演会並びに事業団職員実践発表会を開催し、福祉関係者や福祉施設に入所されている方のご家族をはじめ、県民の皆様へ呼びかけを行いました。合わせて141名の参加をいただきました。一般講演会では、東洋大学社会学部社会福祉学科教授の高山直樹先生をお迎えし、『「生きる」を支援すること』と題して、対人援助サービスを受ける権利擁護について、障害のある方や高齢者をただ守るのではなく、意思決定、自己決定を支援することが権利擁護であるという力強い講演をいただきました。午後からは、当事業団4施設の職員による実践発表を行い、各施設の現状、問題点、課題について理解を深めるとともに、日々の業務を検証し共有しました。

こちらは4月26日、神奈川県相模原市の知的障害者施設で起きました殺傷事件を受け、8月9日に秋田県心身障害者コロニーで由利本荘署員を講師に、不審者対応訓練が行われました時の新聞に掲載された記事です。私も参加させてもらいましたが、さすまたなど防犯用品にも弱点があることを知りました。この体験からは、正しい防犯につながることを学ぶ

ことができました。改めて利用者の安全を第一に考えて、対応策を検討し、訓練を重ねることが大切であることを強く感じてまいりました。実践したことを見た職員と共有し、もしもの対応に備えたいと思っています。が、願わくば役に立つことがないようだと思ふばかりです。

その他、利用者支援に必要な研修は、法人内外、各施設ごとに取り組んでいることを付け加えさせていただきます。

皆様もご存知のとおり、昭和40年代は全国で入所施設の整備が進められました。全国に大規模の入所施設が設置され、秋田県でも昭和46年に500名定員の秋田県心身障害者コロニーができました。秋田県の入所施設の設置率は全国一です。当時としては、衣食住が整った入所施設は、安全で安心できる場所であるかと思います。その後、障害福祉を取り巻く状況が変わっていく中で、家族から遠く離れた場所ではなく、住み慣れた地域でご本人が生活するための取り組みが強化されるようになりました。当法人でも積極的に地域生活移行を推進していく必要があるという考えのもとに、ワーキングを立ち上げて、以来、地域生活移行推進の環境を整えるための課題が山積みの中で、秋田県における障害者の地域移行は、単に一法人の課題ではなく、行政や地域社会も含めて推進していかなければならぬことを、事業団の役割として取り組んでまいりました。

平成19年11月、利用者・保護者アンケートの実施による利用者ニーズを調査し、障害者支援の実践者として、そのニーズを集約し、行政に伝え、連携を強化しながら、また、相談支援事業を展開し、地域生活移行が促進されてまいりました。

現在、法人内では、グループホーム37棟、定員が170名を超すほどの地域移行が進みました。地域住民の理解をいただくため、町内会の情報提供や町内会活動、町内運動会、大掃除、草取りのほかに自治会によるボランティア、公園内のクリーンアップ活動など、積極的に参加することで地域の方々の理解を得ることができ、また、地域での生活をする環境を整えることができました。

先日、グループホームを立ち上げた時に関わった職員が、当時は慣れない利用者をそのままグループホームに置いていけないということで、毎日自宅に帰らずに居間のテーブルをよせ、布団を引き、利用者と共に寝起きをしたものだと懐かしく、また、熱く語ってくれました。

このように地域移行が進み、地域生活を支える通所の日中活動の場所についての必要性が高まり、い

よいよ由利本荘地域生活支援センター開所の運びとなりました。

センター内の写真をご覧ください。

こちらはセンターに入りまして左側に曲がると、児童廊下の手前になります。壁一面に、お子さん方が活動した写真、あるいは作品を展示しております。4月に開所して、まだ5カ月ですが、壁の貼り物はどんどん増えていきまして、もう2位回っている状況です。

こちらは医務室です。右手カーテンの奥の方に小さなスペースを設けてあります。児童及び生活介護を提供する場です。障害特性にあわせて個別に対応する空間も作っておりますが、どうしても集団の中で慣れない時には、こちらのお部屋を使って一時的に落ち着いていられる場所としております。4月当初は出入りが多かったのですが、今現在は、ほとんど使われることがありません。

こちらが食堂になります。センターの中で一番明るく、また、活気のある場所です。昼食を楽しむだけでなく、日中の活動の中でおやつを作ったり、楽しい時間を提供させていただいております。5月には、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、みんなで大判寿司を作っていていただいております。こちらが生活介護の日中活動の支援の入浴の場所となります。浴室です。グループホームの中でもお風呂はありますが、日中、気の知れた方々と一緒にお風呂を楽しみたいということで、大きなお風呂で和やかに入浴していることが多いです。

こちらは特殊浴槽になります。開所当初は、こちらの特殊浴槽をご利用になる方は、ほとんどおいでになりましたでしたが、7月、8月と在宅の方々から特殊浴槽の希望がございまして、中には自宅でシャワーのみで数十年過ごされていたという方のご利用がありました。一番最初に特殊浴槽に入った時に「なんて気持ちがいいんだろう」、本当にその言葉を聞いた職員は、逆に感動をいただいた次第です。現在その方は、週2回ではありますが、毎週この入浴を楽しみにして通所していただいております。

こちらが当センターの大変な役割の相談を担当しているところです。この3名が障害者就業・生活支援センターの担当職員です。障害のある方の就業及び生活に関わる相談に対応しております。

こちらは障害をお持ちの方が施設や病院から地域生活への移行に向けた相談や支援、一人暮らしをする方に、いつでも連絡を取れる体制を整備している一般相談と、サービス等利用計画を作成する特定相談、児童に対応する障害児相談の機能を持っており

ます。平成25年、由利本荘市より委託を受け、相談支援の中核的な役割を担う障害者基幹相談支援センターが設置されております。

センターでは、児童発達、放課後等デイサービス、定員10名、職員はサービス管理責任者1名、保育士1名、ほか3名の支援員、計5名を配置しております。放課後等デイサービスにつきましては、由利本荘市内的一部の小学生の生徒さんが利用され、毎日元気な声が館内にこだましています。来所のスケジュールを、それぞれ個々の個性に合わせ、宿題、課題、レクリエーションや昆虫採集、小動物や植物の育成や観察、調理実習など多種多様なメニューで、職員と共にいきいきと活動しています。一人一人の個性が輝く、職員のアイデアや工夫も加え、活発な活動を展開しています。

こちらは、お子様が制作した手作りの自動販売機です。

これは、段ボールとペットボトルを使ったバイクだそうです。本人が乗っても壊れないぐらい丈夫なものです。特に注目していただきたいのは、ちょっと手元で逆になっているんですが、黒い部分のペットボトルはお醤油の取手付きのペットボトルをつけて、乗った時にハンドルとして使う工夫がされております。

現在、作ったお子様は、体が大きくなつて乗れなくなつましたが、児童発達の利用のお子様が、とてもこのバイクを気に入つておりまして、来るたびに、このバイクに乗つて、とてもご機嫌で、その時間を過ごしております。

これは、先ほど絵にありザリガニを職員と一緒に取りに行った場面です。ここで獲れたザリガニを絵にして、本当にこう、活き活きと飛び出しそうな、そんな絵を描いてくれています。

こちらは七夕行事の時に、おやつ作りの一こまです。

夏休み、みんなでバーベキューをしました。

利用始めは緊張もあり、表情も硬い様子が見られましたが、利用を重ねるごとに表情がやわらぎ、笑顔が増えているのを実感しています。

児童の最近の話題ですが、芸術家虫博士といった限りない才能を目の当たりにし、いつの間にか職員が虫博士ぱりに知識が豊富になり、蝶々を見ただけでオスかメスかの違いまでわかるという話がありました。

毎日、毎日、感動をたくさんいただいております。

生活介護につきましては、定員30名、4月登録者16名から8月現在25名となっております。先ほどお話ししましたように、特殊浴槽の利用希望が増えておりまして、こちらの利用希望が増えている大きな要因となっております。職員は、サービス管理責任者1名、看護師1名、支援者6名、計8名を配置しております。一人一人の障害特性や年齢による身体状況だけではなく、ご本人の話を大切に聞くという、あるいは家族や支援者から情報をいただきながら、個別支援計画に応じて毎日の支援を組み立てています。

利用者の方々からは、「今日楽しかったね」、「今日頑張ったね」、そして「明日も来るよ」といった嬉しい言葉やコミュニケーションにかわる笑顔、わずかな表情の変化に一喜一憂し、あるときには行動観察の課題として、たくさんの場面でエネルギーをいただいております。ご家族や学校、関係機関との連携の中で、今後もさらにご本人もできるよう、安心して過ごしていけるよう、ネットワークを充実させながら幸せを共感できる場所になっていきたいと思っております。なお、センターは由利本荘市調練場にあります地域生活支援センターみづばやしが水林事業所としてセンターに採用され、宿泊型自立訓練、生活訓練及び就労継続支援B型のサービスを一体的に展開しております。

法人のモットーである『安心と豊かな生活をまごころで』、育成会の目指す姿、安心して暮らせる場、豊かな暮らしにつながつていけるよう進めて参りたいと思います。

平成28年3月の内覧会をスタートに、たくさんの方々の見学、視察をいただいております。特に育成会の皆様には、二度三度足を運んでいただいております。その上に、たとえ選択する事業が変わっても、その子のできることに着目し、できることを続けていってほしいものだと心からの言葉を頂戴いたしました。ご本人ができること、可能性は無限です。私たち職員が、いかにそれを一つ一つ大切に拾い集められるかが大きな夢と目標です。仲間を信じ、助け合いながら、今日も仕事が楽しかったと思える場所を作つていただきたいと願っています。

今後ともたくさんの場面でお世話になることをお願いしながら、終わりとさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

シンポジウム「一人ひとりの個性にあった支援を充実させよう」

(発言要旨)

司 会	由利本荘市障がい者基幹相談支援センター	相談支援専門員	和田 光子 氏
助 言 者	公益社団法人秋田県手をつなぐ育成会	副会長	高橋 精一 氏
話題提供者	N P O 法人「逢い」くるみの里	管理者	沼倉 只輔 氏
	由利本荘地域生活支援センター相談支援事業所	相談支援専門員	三浦 智幸 氏
	秋田県立ゆり支援学校	P T A 会長	古池 正子 氏
	水林新生園	施設長	尾留川 等 氏

司会者と助言者



シンポジスト

特定非営利活動法人「逢い」くるみの里 管理者 沼倉 只輔 氏



矢島地区に空き家を活用し、市の委託事業、地域活動支援センターとして開設3年目に入りました。この4月から就労Bのサービスも取り入れ、利用者は現在11名。夏休みには支援学校の高等部4名が加わり、職員、ボランティアを含めると金曜日は最大24名にもなり狭い空間をぎわしています。当初利用者六名で始まったのですが、再来年には地域内の支援学校卒業生の利用も3名見込まれ3名、いずれ事業所の拡張を余儀なくされます。

私たちの活動の大きな目標の一つは、「健康な体作り」です。この目標の実現のためボランティアの方々が定期的に関わってくれています。毎週金曜日には元体育担当の女性の先生によるピラティスを行っています。また月2回の木曜日には女性の元保健士さんによる健康相談と講話、月1回の火曜日には、女性の歯科衛生士さんによる歯の衛生指導と、やはりここでも講話をしてもらい、健康への意識は確実に高まりつつあります。冬の毎週月曜日には、

一人暮らしの老人宅にて除雪を実施しています。地域の人々に喜ばれながら体を鍛えることができています。また毎週金曜日の午後はプール活動です。水に入ったことのない利用者さんがビート板を持ってバタ足ができるまでになりました。その他グラウンドゴルフ、バスケット、卓球バレー、風船バレーなどのスポーツ活動、月曜日の午後は体力づくりを兼ねて町のクリーンアップ、日によってコースを変え、季節の景観を楽しみながらのウォーキングも取り入れています。

二つ目の活動の柱は生産活動、その一つが畑作りです。種まきや苗作りから始め堆肥運び、草むしり、くわ使い。今月の始めにはジャガイモ掘りが終わり、今年も豊作で一年分用意することができました。アマやハブ

草も大きくなり、やがてハブ茶にして味わうことができます。これらの野菜はむろん無農薬です。科学肥料を使っていません。自分達で食べきれない野菜は、施設前に立てた自前の直売所で販売、利用者のみなさんの工賃になって還元されます。暑い中の畑作業はとてもつらいのですが、お互い励まし合い、「大きくなったなあ」「うまいなあ」と幸せを感じ合いながら、その苦労を楽しんでいます。

の中でも最も力を入れているのがナス科の作物ガーデンハックルベリーの栽培です。苗から育てる事500本、一本に2~3キロの実をつけ、その実が紫色に色付きやわらかく熟し始めています。8月から11月まで取れるように時期をずらして植え、今毎日のように収穫する日々が続いています。ジャムにして一袋300円で販売するのです。前年は3,000個を作り直ぐに完売。今年は最低5,000個を作ることにしています。

この地域を「ガーデンハックルベリーの一大産地にしよう」と密かにもくろんでいます。安全な物を自分達で作り、自分達の体に取り入れ健康な体を作りながら自分達の工賃にもなる。太陽と水と大地に感謝の毎日です。

春は山で遊びます。サシボッコ取りに出かけ「ここにもあった」と歓声をあげたり、販売もし、各家庭へのおみやげとして家族にも喜んでもらっています。ワラビも採りに行き、冬の保存用に乾燥させています。フキも塩漬けで保存、冬の給食に出されます。

中でも来月中旬から始まる「くるみ拾い」には力が入ります。くるみは、木によって、あるいは一本の木になる実によって形も大きさも模様もひとつとして同じものはありません。しかし、中には全てに香ばしくておいしい実がつまっています。私たちの事業所「くるみの里」の名称の所以にもなっています。

私たちが拾うくるみは、その殻は熊も歯が立たない程固い「オニクルミ」しかし、リスだけは見事に穴を開けて食べることができます。もうひとつは殻がうすく実のいっぱいついた「姫クルミ、ハート型のクルミ」これは熊の食料になる実で、この秋には十分注意が必要です。約一ヶ月このクルミを拾い、腐らせ、洗い、乾燥させ、割って剥く。一年を通した生産活動となります。実、20~25個分、40グラムを200円で販売。もちろん毎食給食に利用、ビスコッティーや木の実ケーキなどに入れお菓子にして販売します。

クルミを食べた人からは「薬で下がらなかったコレステロールが下がってお医者さんもびっくりしていた。」という声が届けられています。この辺りでは、山奥ではなく道路の両側、川岸に沢山自生していて、くるみもち、くるみ和えとして、農民の間で愛されていた。「人なつこい実」なのです。殻はこのように杉板に張り付け、足踏み「ゴリラの足跡」に仕上げ、温泉施設や本荘、矢島の直売所で販売しています。この板に適さない殻はまとめて岩手県のガーデニング業者が買ってくれます。ストーブの焼き付けにも最高です。クルミは捨てるところのない、まさに「宝の実」なのです。

その他、元教員の3人の女性ボランティアの力を借りて手縫いの小物作り、ガーデンハックルベリーの実などを使った染物も行い商品化しています。

また「楽しいことをいっぱいやり仲間と喜び合い、幸せを大きくふくらます行事に取り組んでいます。仲間と喜びを共にすることは10倍も20倍もの幸せな時間の共有となって返ってくるのです。やはり人は一人では幸せになれないのです。心を解き放ち、心を通わせ合う、幸せな時間を共有し合うそんな行事をこれからも作っていこうと考えています。

また地域に開かれた活動として、隔月で、老人ホームに出かけダンスと歌を披露し、一緒にゲームを楽しんでいます。11月には地域の人達や保護者の方々を招待して収穫祭を行っています。くるみモチ、かぼちゃスー



プ、さつまいも料理など自分達で育てた農作物を味わってもらい、幸せの輪をひろげようという試みです。

この地域には豊かな山があり、豊富な水が流れ、有り余る土地があり、古くからつちかわれてきた賢い老人達の知恵があります。これらの財産を活用した事業所作りを目指して今後も前進していくつもりです。

しかし、今後増えるであろう利用者のみなさんの工賃確保、できればベースアップを実現させるべき販売力の向上、狭くなりつつある施設の空間の一人ひとりへの保証、そしてやがて先に老いることが確実な利用者の皆さんの親達の不安の解消。そのためにはグループホームの実現に向けて空き家の活用ができるいかなど近い将来に実現すべき課題が沢山あります。

このような課題を解消しながら、利用者の皆さんの幸せ作りを続けていこうと思っています。

シンポジスト

由利本荘地域生活支援センター相談支援事業所 相談支援専門員 三浦 智幸 氏



この4月から相談支援事業を進めております。

一般相談、特定相談というのはもちろんですが、先ほどの講演にもありましたように、由利本荘市の障害者基幹相談支援センターで委託を受けておりまして、事業を実施しております。

現在6名の相談支援専門員が、日々利用者の皆様のご要望にお応えするべく、奔走しているところでございます。6名ということで、結構いるのかなとは思うんですが、由利本荘市として見ますと、相談支援事業所が現在3カ所しかないんですね。今後は、由利本荘市、それからにかほ地区で、更に相談支援事業所が、増えていってもらえばと、関係する皆様には是非ご検討をお願いしたいなと思っております。

私の方からは、障害者の相談支援事業に関しましてご説明させていただきます。スライド等ございませんので、皆様にお配りした資料の方をご覧に頂きながら、説明したいと思いますが、内容の方は同じであるということで、あらかじめご了承ください。

先ほど沼倉先生の方から矢島地区の就労継続支援B型サービスの活動報告をされました。このように、ここ数年、由利本荘・にかほ地区では、こういった障害福祉サービスの利用者が増えてきているなというふうに感じております。知的障害をお持ちのご本人やご家族、関係者の皆さんには大変喜ばしいことだと思いますし、我々相談員としてもそういうふうに思っているところです。

知的障害の方が通えるところ、通所できるところが是非欲しいということですが、要はグループホームみたいな住まいの場所を探して欲しいというようなご要望があった際に、目的にあった障害福祉サービス、こちらの方を利用できる事をサポートしていくというのが我々相談員の役割ですね。地域の社会支援として各種障害福祉サービスの事業所が充実しているというのは、本当に嬉しいなと思っているところであります。

今現在ですね由利本荘・にかほ圏域では、20ヶ所以上の福祉サービス事業所があると思いますが、唯一といいますか、就労移行支援事業というもを提供しているところはあるということですし、障害児の児童の方は、福祉サービス、こちらは今年度、当センターで実施していますけれども、一ヶ所だけと思います。

②番の障害福祉サービスの利用ですが、市町村福祉事務所に申請を出すと、福祉サービス利用ができるようになりますが、現在は相談支援専門員が作成しますサービス等利用計画、こちらの提出が必須となっています。それによって受給者証が交付されて、サービスが利用できる流れになっているかと思います。

通常は、障害支援専門員との面談ですか、契約行為といった手続で煩雑に感じるかもしれません、サービス等利用計画というのは、その方一人一人の目的ですか目標、特性ですか家庭環境、その方にとつてのライフプランですが、そういった総合的計画書ですから、当事業所を利用しても、このサービス等利用計画は個人の特性に配慮した形となります。

③に個別支援計画とサービス等利用計画ですが、実際に、福祉サービスを利用するとなると、その事業所さんは、具体的な支援計画となります個別支援計画というものを作成することになります。これは、利用する事業所によって実際に何を目標に、どんな効果を求めてその方がサービスを利用するのか、受けるのかということとで、支援計画中で明確にしているわけです。

こうした、サービス等利用計画というものを合わせ実践し、そういったことで業者さんが目標することを活性化するためにやっていきます。本人の特性、生活環境等を考慮しての計画、どちらも一人一人に合った事業計画になっているということになります。相談支援専門員が作成するサービス等利用計画をもとにして個別支援計画を実践していく流れですね、全国的にそうなんですが、実際どうなんだというところでいくと、必ずしもそうはないのが現状ではないかなというふうに思います。相談支援事業というのが最近の制度といいますか、後からできたというような制度ですが、個別支援計画というのは、元々これまであった施設では従来から独自の方法で既にやっていた部分ですよね。その中の相談支援事業ということでサービス等利用計画の、具体的な計画が目指す方向と役割が、十分検討されているのかなというのが、実はまだまだの状況です。ですから、そこはまず求められる課題なのかなと思います。

この流れでサービスは、モニタリングという、要は支援計画について評価する機会というのがあるんです。支援を実施する確認ということともいいますが、定期的に実施します。通所事業所であれば比較的3か月、6か月というスパンで回転していきますので、それを繰り返しているうちに、大体同じような支援になっていくと思うんですね。相談支援専門員が考えている支援と実際の現場で考えている支援とのすりあわせをやっていく作業ですが、入所施設になりますと、1年に1回とかというスパンになりますので、当然そういう関係者が確認する機会というのは少ないので、同じような支援ができているかと共有する場がない。今後、関係する皆さんで詰めていったらいいんだなというふうに考えております。いずれにしましても、こちらの計画も、一人一人の個性に応じた支援というのは考えられていると思いますので、その方向性に多少違いがあったとしてもですね、利用者が混乱しないようにやっていくことが大切と思っています。

相談支援事業は、大分定着しつつあるんですが、まだまだその地域に浸透していくところのまではできていないのかなと思っています。これからも、関係者との情報交換や教えて頂くことが大切なというふうに思っております。そのことで利用者の方の、安全・安心な暮らしというところにつながっていくかと思います。今後ともよろしくお願いしたいと思っております。以上です。

司会 和田さん

ありがとうございました。

三浦さんからは、障害福祉サービスの申請から利用に至る大まかな流れあるいはまた、サービス等利用計画と個別支援計画の関係、そういうものについて相談支援のお立場からお話を伺うことができたのではないでしようか。

それでは次に古池さんからの話題提供です。保護者としてまた、ゆり支援学校学校PTAから立場として発表していただきたいと思います。

シンポジスト

秋田県立ゆり支援学校 PTA会長 古池 正子 氏

ゆり支援学校でPTA会長を努めさせていただいております古池正子と申します。よろしくお願ひいたします。

皆様、ゆり支援学校の高等部の発表はいかがだったでしょうか。ありがとうございます。由利高校の皆さんも素晴らしいものだと思っております。子どもたちの頑張りを、とても誇らしく思いました。

今日は、保護者から見た就業福祉についてお話しをさせていただきたいと思います。知的遅れのある子ども



達は、一般就労と福祉的就労がほとんどだと思いますので、それについてこの地域で考えていきたいと思います。

初めに一般就労についてですが、障がい者雇用率の低い秋田県においても、本荘由利及びにかほ地区の雇用率は格段に低くなっています。そのため、一般就労を希望しても、なかなか希望がかなわない場合も多いかと思います。雇用してくださっている事業所も数多くありますが、それらの企業も雇用率を満たしている等、新たな雇用を見込めない場合も多いかと思います。

昨年度も企業を対象とした本校の作業学習見学会の実施や訪問等、雇用を検討してくださる事業所が増えるよう、骨を折っていただいてはおりますが、今すぐ結果が出るものではありません。

加えてこの両地域には A 型就労の事業所も 2ヶ所しかなくまた、就労移行支援事業所も、希望どおりにいかない歯がゆさもあると思います。

そして就労が決まったとしても保護者の不安は尽きません。何よりも心配しているのは、同僚と仲良くやっていけるのか？ということではないでしょうか。仕事そのものは徐々に慣れていくのではありますが、同僚との関係づくりには苦労することでしょう。

経営者の方々には障がい者雇用のメリット・デメリットを理解して頂いていると思いますが、実際に一緒に働いている方々がそれを十分理解されているとは言い難い状況なのではないでしょうか。活発な会話も苦手で指示への理解も若干遅れる場合があるとすれば、孤立してしまうのではないかという心配があります。パワハラの苦情件数が増加している昨今、その不安はますます増大していくことでしょう。自分の感情をうまく表現できないため、相談したとしても自分が悩んでいることをうまく伝えられない事も多々あると思います。甘えていると捉えられる事の方が多いのではないでしょうか。

厳しい指導を受けたとしても、すぐに理由を説明され、納得してきた学校生活とは全く別の世界だと思います。極論を言えば、初めて他人の忌憚のない率直な意見に触れる状況なのではないでしょうか。歯車が少しあみ合わなければ、子どもたちは「悪意」と捉えてしまうかもしれません。

働いて賃金を得るということは、辛い事の方が多いのだとは思いますが、保護者が、そして誰かが子供達の言葉に耳を傾けなくてはいけないのでしょう。今、希望を抱いて前に進もうとしている子供達から、自己肯定の機会を奪わないようにしていかなくてはならないのです。

次は福祉的事業所の利用についてですが、本荘由利地域では、空白地だった矢島に『くるみの里』さんができて、今まで苦労されていた保護者の方々はホッとされたことだと思います。『くるみの里』さん・『あゆみ』さんは B 型就労の事業も展開されており、私の娘は B 型就労を希望（親が？）していたため選択の広がりの可能性を感じました。

しかし、B 型就労の選択肢が多くなった反面、生活介護の事業所の定員がいっぱいになりつつあり、生活介護に進路を求めていた保護者としては、戦々恐々と言った状態でした。そこに今年 4 月にオープンした由利本荘地域生活支援センターでの生活介護事業の開設は、本当に嬉しいかぎりでした。新しい事業所ですので若干の戸惑いはありますが、みんなで作り上げていく、そんな喜びがあるのではないでしょうか。

続いてにかほ地区ですが、前々からにかほ地区には福祉的事業所が少なくて進路の選択に難儀していたと聞いております。しかし、『ほっこり茸の里』さん・『ハイタッチ』さんが B 型就労事業を起こして下さいました。

先月も『ほっこり茸の里』さんで、ゆり支援学校の保護者が多数、PTA 研修として施設見学を実施させていただきました。当日は、本校の高等部 3 年生が現場実習をさせていただいており、一生懸命頑張っている姿にホッと一安心でした。にかほ市在住の保護者の皆さんも、事業所側の説明を一言も聞き漏らさないぞといった姿勢があり、その都度質問をしたり、メモを取ったりと本当に真剣でした。今まで不安で一杯だったんだろうと改めて感じました。

しかし、ここでもB型就労が先行し、生活介護が置き去りになっているといった不安が沸き上がってきた。事業所側でも生活介護の必要性を改めて感じたところもあるということですし、他にも生活介護の事業展開を検討されているところもあると聞くにつけ、1日も早く実施されることを切に望みます。

本荘由利地域にはコロニーさんがドーンと構えていてくださいますし、水林新生園さんといった大きな事業所やNPO法人「逢い」さんといった多機能型の事業所があるため、県内の他の地域よりもどこか心に余裕があると思います。というより、もしかしたら慢心があるのかもしれません。先にお伝えしたPTA施設見学では、コロニーさんも見学させていただきましたが、入所利用者さんの高齢化が進み、今の職人さんの人数ではなかなか手が回らないということで、定員が500人から380人に減らさざるを得なくなったといったお話を伺いました。愕然としました。

去年は、秋田市の事業所に勤務しておられる方から、定員があるため、新たに特別支援学校の卒業生を希望どおり受け入れる余裕がなく、とても心苦しいのだといった話も伺いました。どこでも同じ悩みを抱えていて、それは保護者だけでなく、事業所側でも難渋しているのだと思うと、どうしたらいいのかと自分自身への問い合わせになって返ってくるのです。

できれば、一般就労を望む子供達にとっては、親子ともに希望どおりの仕事に就けるよう、雇用してくれる企業の数が増え、福祉的就労を希望する子供達は安心して自分の居場所を見つけられるようになってくれれば一番いいのですが、残念ながら厳しい状況が続いているのでしょうか。行政の方々もそんな状況の改善に四苦八苦しておられるでしょうし、事業所側も様々な工夫をしてくださっておられることでしょう。

私達保護者も、子供の成長の度合いを見極め、どんなことができ、どんな部分に課題があるのかを、冷静な目で見て判断して、学校・事業所・企業と連携していくといった心構えで臨まなくてはならないのだと、今一度心に刻まなくてはならないでしょう。

司会 和田さん

ありがとうございました。

吉池さんからは、PTA活動を通じて感じておられる支援学校卒業後の進路の課題などについて、様々なお話を伺うことができました。

それでは、最後の発表者となります。

尾留川さんから発表していただきます。尾留川さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

シンポジスト

水林新生園 施設長 尾留川 等 氏



ただいまご紹介に預かりました尾留川と申します。よろしくお願ひいたします。

グループホームの現状報告ということで話させていただきます。グループホームについては、我々はまだ開所して1年程で、この期間の中でやってきたことを話させていただければと思います。

法人の紹介ですが、レジュメに記載のとおりです。平成13年に知的障害者通所更生施設・水林新生園を立ち上げ15年程なります。平成27年6月にグループホーム「花瀬」^{かぜ} 9月にグループホーム「奏楽」^{そら} の2つのホームを開設しました。どちらも定員が5名です。合計で10名の定員ということになっております。

～各種スライドを活用して説明する。～

それでは、レジュメに沿ってお話ししたいと思います。

グループホーム開設当時の背景です。うちの方も開設が13年を超え、本人を支える家族の高齢化が進行していました。「自宅に変わる住まいの場」の提供が当法人の課題となっていました。これが平成23年から24年のお話でございます。

グループホームだけが、その解決策ではないと思います。施設入所を希望する・あるいは1人暮らしなどの選択肢はあると思いますが、本人・家族との話し合いだったり、あと様々なアンケートを実施した結果、少人数で知った仲間と暮らしたいという希望が多数を占めていましたので、グループホームの開設に向けて取り組むことにしました。



そこから3年、貸家や空き家を当たったり、様々な試みをしましたが、結果100%法人の自己資金を原資として、土地を買って新築をするという判断をいたしました。

このスライドが「花瀬」「奏楽」2つのグループホーム、建物は1つですが、前後で2つのホームに分かれています。延床面積が323m²で、1つホーム約50坪弱の広さになります。

これが反対側、北側のスライドです。

こちらは、南側にあります玄関、玄関も別々になります。

こちらがリビングになります。皆さんのが食事をしたり、寛いだりする場です。

こちらが居室です。開設当初で、このときは何もない状態で部屋を撮りましたが、今現在は、皆さんの私物が沢山置いてあります。

こちらがお風呂です。2人一緒に入ることも想定し、大きいユニットバスを用意しましたが、現状は1人ずつ、ゆっくり入浴しています。

あとはこういう洗面所なども準備しています。

そして、ハードの部分は完成しましたが「実際に入居してもらうには、どうするか」ということを考え、体験利用という手続をとりました。実際に「グループホームを利用しますか?」というアンケートの中で、約40名程度の方が利用したいというような回答がありました。ただ、今すぐではないが、5年先だよとか、10年先だよとかいう方がいらっしゃいます。もちろん、今すぐ利用したいという方もいらっしゃいます。そういう方も含めて、希望される方を、6月から3人~4人、月火水と水木金の3日間の日程で、メンバーを変えながら体験利用を実施しました。最終的に「花瀬」は9月から4名の方が本契約ということになりました。「奏楽」の場合も3人~4人で同様に体験利用を実施し、11月、本契約に至ったということでございます。この体験利用の間でその方の生活リズムを把握することはもちろんですが、一番重要視したのは一緒に住む人々の人間関係です。一般の社会でも同じだと思いますが、常にいがみ合っている関係の人々が同じ屋根の下に暮らす程、不幸な事はないと思いますし、グループホームの円滑な運営の基礎となるものだと思います。

あわせて、職員も新しく採用しましたので、利用する方の理解の促進と支援スキルを向上させる期間とした。

それから、次の職員の勤務時間は、法律で決まっていますので、これは飛ばさせていただきます。

次は利用料金になります。家賃は各部屋の広さや、窓の形状などが若干違うので、ご覧のような料金体系とされています。ただこれは、家賃補助の1万円を除いた実質の負担額となります。

次に、食費については、朝食1食250円、夕食1食500円という日割り設定にしました。光熱水費に関しても日割りにし、1日500円ということで設定させていただきました。光熱水費に関しては、1年間フル稼働した実績がないので、流動的な面がありますが、現状の感触では、これ以上の値上げは必要ないものと考えています。

こちらのスライドは夕食の一例。こちらは七夕の行事食です。

それでは、残り時間も少なくなつてまいりましたので、「今後について」と「障害者総合支援法改正」のグループホームに対する影響について、お話ししたいと思います。

今年5月、障害者総合支援法が改正されました。この法律が実際に運用されるのは、平成30年4月1日ということになっています。その中で「自立生活援助」というサービスが創設されます。これは、スライドに記載のとおり、障害のある方への1人暮らしへの移行を促進させるもので、具体的には、1人暮らしの方の自宅を定期的に訪問して、食事、洗濯、体調管理などの確認を行うとされています。訪問する職員が食事を作ったり、掃除をしたりということではありません。ホームヘルプサービスが入るとまた様相は変わってきますが、見守りだけで、希望する多くの人の1人暮らしが成立するのかについては、疑問に思っています。

それから、この障害者総合支援法改正の元となったのが、こちらの昨年12月にまとめられた「社会保障審議会・障害者部会・報告書」です。その中にこういうスライドのような記述があります。「地域生活を支援するサービス等」ということで、抜粋というところは、先程お話しした「1人暮らしの方のサービスを充実しますよ」というふうなことが書かれています。ですが、その次に「地域移行の受け皿となるグループホームについて、重度障害者に対応することができる体制を備えた支援等を提供するサービスに位置付け、適切に評価を行うべきである。また、障害者の状態とニーズを踏まえて必要な者にサービスが行き渡るよう、利用対象者を見直すべきであり…」

平たく言うと「今後グループホームについては、重度の方々のみが利用するサービスにします。従って、重度の方にサービスが行き渡るように、軽度の方はグループホームを利用できません。軽度の方は1人暮らしをしましょう」と言う意味に取れます。ただそうなると、重度の人と軽度の人の境目はどこなのかとか、何を根拠に重度と軽度を分けるのかなどの疑問が残ります。容易に想像できるのが、障害支援区分を利用して、重度・軽度の棲み分けを行い、「障害支援区分によるサービスの利用制限」を強化する流れを作るということです。国は、この「障害支援区分によるサービスの利用制限」を自立支援法制定時から絶対に変えようとしません。実際、障害支援区分が低くても、様々な場面で支援を必要とするのが、知的に障害のある方々だと思います。

本日のテーマが「一人ひとりの個性にあった支援を充実させよう」ですけれども、お金の問題もあるのでしょうか、極論すると「一人ひとりの障害支援区分にあった支援を充実させよう」みたいな話になって、それこそ一人ひとりの個性が潰されてしまう危険性をはらんでいると思っています。まだ法律の施行まで時間があります。様々な機会を通して、政策立案者の元へ声を届ける努力をしたいと思っています。

以上です。

司会 和田さん

ありがとうございました。

尾留川さんの方からは、法人が初めて設置運営されているグループホームの現状等を報告していただきました。ちなみにですね、由利本荘・にかほ圏域では、三十数カ所のグループホームがございます。利用されている方々は160名ほどいます。尾留川さんからは様々な具体的なお話をいただきましたので、今後、利用に当たって考えなければならないところをご理解いただけたのではないかでしょうか。

お時間のことなんですかでも、間もなく休憩を取らせていただくんですが、休憩に入ります前に、今4人の方々それぞれのお立場からお話をいただいたんですけども、これだけ言い残したとか、ここだけはもう少し話させてほしいとかっていうことがございましたら、お時間少ないので、どなたかいらっしゃいますか。4名の皆様の中で、話し足りなかつたっていうような。なければ、休憩に入らせていただきたいと思います。

司会 和田さん

会場でシンポジストの皆さんに、お聞きしたい方お願ひいたします。

大仙市 柴田さん

私、大仙市手をつなぐ育成会の柴田と申します。



来年の県大会の開催地は、花火のまち、大仙市になります。どうか皆様の協賛とご協力をひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

私は県の育成会の副会長やっております。また県の運営適正化委員をやっております。その中で外部評価委員会についてちょっと話したいと思います。

障害者自立支援法に基づいた外部評価委員、決定委員会というのは、私5年ほど前から担当しているんですけど、いまだかつて3件しかございません。それはどうしてなのか。法律で決まっているのですが、事業所が手を上げれば評価を受けることができる。自分の自己評価をやって、外部評価を受けるのだが、そこの決定委員会で決まったことは、一切外部には出てこない。それがいいか悪いかは私わからないですが。今回、神奈川県での大変な事件がありました。今日は私、こういう話でもちきりなのかと思ったんですが、式典の時に若干話あったんですけども、どうもこれ煮詰める必要があると思うので、今回の内容から早々に運営委員会を開いて、話し合いを提案していきたい思います。但し、今は警察の調査中でまだ、はっきりしていない。そういう中でね、秋田県では、旧職員って名のつく人、果たして何名ほどいらっしゃるんでしょうか。保護者が一番安心できるため、求めるものは何なのか問題があります。やはりここでも外部評価というものを導入しながら、施設そのものの職員の質を向上することが必要だと思います。この際、改めるのに良い転機だと思います。その点についてお伺いしたい。

助言者 高橋さん

非常に大きな提案がありました。今、シンポジウムでございますので、一人一人の個性にあった支援を充実させようと、そのことに対して、まずはひとつ話をまとめてから今のお話も受けたい。今回、4人のシンポジウムの方々がお話しで、一人目の沼倉さんの報告に感銘を受けた。3年目で、矢島地区にこれだけの施設の作って運営されていること自体、それから、矢島っていう場所を多分これ最大限に生かした施設づくりをされているということに対しましては、素晴らしい施設運用をしていると心配しました。私も今1反歩の畑を無農薬で、野菜畑を10年間続けております。それで作った作物は非常に美味しいです。アトピーの子どもさんを持つお母さんたちは、分けて欲しいとの要望もあった。ただ、無農薬で野菜づくりをすると、一番大変なのは草取りです。だから、これからも利用者の皆さんと一緒にあって、いい野菜を作ってもらいたいと思います。

それから、水林新生園の尾留川さんからは、グループホーム紹介でした。私は丁度2カ月前にそのグループホームを見させていただいております。県内のグループホームでは、最高の施設ですね、あれだけ広い浴槽があって、共有スペースがある。これからグループホームを作る人には、本当に参考になる施設でした。

それから、ゆり支援学校PTAの古池さんのお話を聞いて、私も20年前、養護学校のPTA会長をやっていましたので、やはり高等部の2年、3年になると、それまでは学校に任せていた親御さんたちがほとんどそういう思いを抱いた様でした。2、3年になると進路の問題等必ず出てきます。多分そのことで一番悩むと言われております。ゆり支援学校さんの場合は、きちんとできているのではないかと感じました。父兄とか学校とか協議をしながら、いい方向を模索しながら一人ひとりの個性にあった支援をしてもらえばと思います。

三浦さんからは、サービス利用計画書の作成があって、それから個別支援計画が各施設にある。これはですね、非常に大事なことなんです。老人の介護サービスでもそうですが知的障害もこれから定着していくかなきやいけない。ただ、まだサービス利用を急いで作ってる形が多い。この辺は、相談員の方、施設の方と、親御さんも勉強して、その個性に合った支援を作っていく努力をしていく形となって、初めて出来上がる制度と考えています。

私から今回の各シンポジウムに対する感想を述べさせてもらいました。

司会 和田さん

ありがとうございました。

先ほど柴田さんのご提案のあったことについては、改めて今後検討していくと云う事ですが。

助言者 高橋さん

柴田さんからお話あった件は、非常に重要なテーマであります。ただ、現状としては、どういう事情なのか等、関係機関がいろいろ面で検討中であります。それから、あの施設の人たちが、どういう方向に向かっているのか、非常に大きな問題点を含んでいるので、この場で議論して結論を出すというのは、非常に難しいのではないかなと思います。育成会としても、いろんな状況を見ながら、るべき方向性は考えていきたいと思います。

司会 和田さん

これはあくまで参考なんですが、障害福祉サービスの事業所につきましては、情報の公表制度が導入されていくというのは、法律の中でそういう動きもございますので、今後、制度の行く末を皆さんと一緒に見ていきたいなと思います。

あとそれから、サービス等利用計画のことについてお話をされたんですが、秋田県については、者・児とも、ほぼ100%の達成率というふうな状況で県の方から報告されてございますので、それはお伝えしておきます。

秋田市 近藤さん



秋田市手をつなぐ育成会の副会長をやっています近藤と申します。

シンポジストの方に対する質問ではないんですけども、開会式の時に秋田県の医師会の会長さんが初めてこちらの会に参加というか、ご参列なさったと記憶しているんですけども、どうしてお話を聞く機会がなかったのかなって、私たちの子どもたちと、それから医療というのは密接な関係がありますので、是非せっかくご参画くださった機会を活かしてくださればなと思い、お伝えしました。

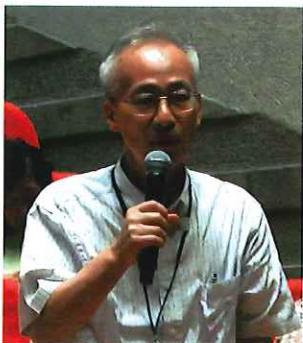
助言者 高橋さん

県医師会の会長さんが見えていただきましたので、この県大会で紹介だけでいいのかとそういう話もしましたが、いろんな団体の代表者が来ていますので、あくまでも県医師会の会長として、またその団体の代表です。そうなりますと、医療側からのみ、話を承る機会を置くこと自体が適当ではないんだぞという形になります。今回、県会長からの話は承らないような形になりました。実はですね県医師会の会長さんは、太平療育園に1年間勤めておった経験があって、障害者問題に関しては非常に詳しい、理解のある方です。それで、私たち、特に行動障害の子どもさんたちは、秋田県の中に何かがあったときに容易に治療してくれる病院がなくて、わざわざ花巻まで行って入院しなきゃいけないことが多く、県に対しも何とかして欲しいと要望をしている段階です。医師会のいろいろなバックアップはどうしても必要な形です。まだ完全に育成会の中で十分話し合っておりませんが、今後行う予定の研修会とか会議のある時に、医師会の会長にご足労をお願いして、その辺を含めたお考えとか方向性とかを聞く機会を持ちたいと考えています。そういう現状であることをお伝えしておきたいと思います。

司会 和田さん

それでは、お時間も残り少ないので、もうお一方だけ、どなたかご質問ないでしょうか。お願ひいたします。

由利本荘市 池田さん



由利本荘市育成会の池田と申します。

今日は、ここ由利本荘市カダーレにお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。シンポジウムのテーマとはちょっとずれますけども、私からは重度の障害の方の入所施設のことの大変不安に思っています。

今、皆さんご承知のように、施設から地域移行へと、国を挙げて進めているわけですけれども、それは大変必要なことあります。しかし、それは進めなければならないなと思いますが、一方、入所施設の利用定員を減らしたり、職員を減らしたりという現状があります。私の仲間もこの間、子どもが入院、てんかんが強くて入院したんですが、3ヵ月間の入院後、入所施設にお願いしたら、お医者さんが常駐していない、また職員体制が整っていない。ですからもう入れないと断られました。地域移行に伴い、いろいろな問題がある。親の高齢化、本人が病気になる等。私の子どもは、重度で行動障害があるためか、グループホームを利用するのも難しい。最近こういう新聞報道がありまして、受ける側の職員の病院付添利用、また病院にヘルパー派遣しながらの加療。そのような制度は、全国までに拡がるのは時間がかかると思います。私が言いたいのは、どうしても入所しなければならないことは、今後もある。知事が変わらないうちに入所施設を減らさないで欲しい。私たちにしてみれば、親がなるべく自宅でみて、できなくなれば最後は入所施設かなと思っているところはあるんです。育成会としてもその辺の事を考えながら国等に要望して、入所施設をむやみに減らさないように働きかけたいと思います。よろしくお願いします。

助言者 高橋さん

行動障害を持っている人や医療問題まで抱えている人たちからは、今のようなご指摘や要望があります。このことを育成会として、やはり何とかしなければと思ってます。今後いろいろ検討しながら、行政とやれる形が何かを含めて、進めていきます。

司会 和田さん

ありがとうございました。

フロアの皆様からも大変貴重なご意見を頂戴いたしました。お時間もそろそろ、このシンポジウム終了の時間が迫ってまいりました。今回、発表者の皆様から、それぞれのお立場でお話をいただきました。今回のテーマにあります「一人一人の個性に合った支援」そういったことを充実させていくためのヒントをたくさんいただいたのではないでしょうか。この大会を契機に、是非それぞれの地域ですとか、あるいはまた事業所で、一人一人の個性に合った支援の取り組み、そういったものが今後ますます広がっていきますようご期待申し上げて、シンポジウムを閉じたいと思います。

最後に、拙い進行でご不便をおかけした場面、多々あったかと思います。皆様のご協力をいただいて進めることができましたこと感謝申し上げ、お礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上

秋田県ともだちの会

育成会の県大会に併せて、秋田県ともだちの会を開催しました。

83名の本人参加があり、その内42名の方がにかほ市のフェライト子ども科学館の見学と創作活動を体験しました。

41名の方は、カダーレ3Fの自然科学学習室で音楽療法士の日沼郁子さんと一緒にうたや楽器を楽しみました。

フェライト科学館を見学

※ 親子で挑戦？



※ 講師の方から、万華鏡の作成を教わる皆さん

歌と楽器を楽しむ皆さん

司会 佐々木勇人さん 支援者 中村友美さん



※ 日沼先生の準備を待っている
皆さん



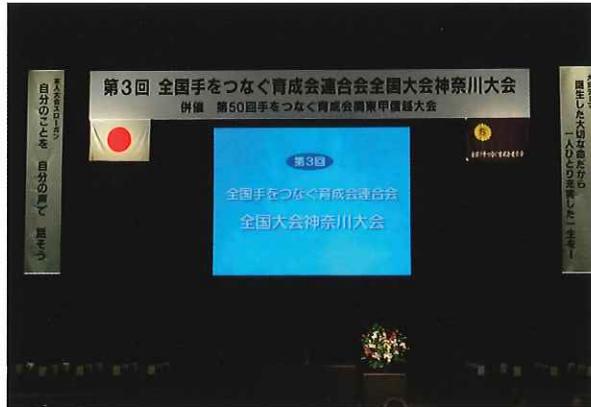
※ 今年も楽しかったネ～

第3回 全国手をつなぐ育成会連合会神奈川大会

「誕生した大切な命だから一人ひとり充実した一生を！」を大会スローガンとして全国手をつなぐ育成会連合会の第3回大会が神奈川県の神奈川県民ホール・メルパルク横浜ワークピア横浜を会場に開催されました。全国から約2,000人の参加がありました。

秋田県からの参加者

大日寮保護者会（会長）	原田 昭雄
〃	牧野 料介
由利本荘水林事業所保護者会	齊藤 徳正
秋田市育成会（会長）	田中 勉
由利本荘市育成会（会長）	池田 芳雄
明成園保護者会（会長） 欠席	小松 拓治（受賞者）
県育成会事務局（局長）	船木 定宏
〃	相原 智夏



全体会場 平成28年7月2日(土)～3日(日)の2日間

【第一日目】

7月2日（土）13時00分から16時まで、第4分科会に参加しました。（参加者：約400人）



基調講演 上智大学総合人間科学部 社会福祉学科 教授 大塚 晃 氏

「成人後の人生を自立的に暮らす」～制度を利用する際の意思決定支援の在り方～

初めに、自らの若い頃の横浜の思い出話をされ、参加者をリラックスさせ、知的障害のある人の成人期に、いかに自立的生活ができるかを自分の話とシンポジストとのやりとりで皆さんと考えていきたい。

○ 意思決定支援という言葉について

- ・ 近年の障害者の自己決定を尊重するなど権利擁護の取り組み。
 - ・ 意思決定支援が本当に実現したか。
 - ・ 平成23年の障害者基本法の改正で、その第二十三条に「～障害者の意思決定の支援に配慮しつつ～」とされ、はじめて法律に意思決定の支援規程された。また他の法律にも明確化されてきた。
- 今後、知的障害者分野において意思決定という言葉を使うのであれば、現在12万人の入所者（本人の意思に基づいてるのか）について地域移行を実現するという覚悟がなければならない。

○ 意思決定支援ガイドラインについて

- ・ 社会保障審議会 障害者部会の報告書より
　　意思決定支援定義や意義、標準的なプロセス、留意点等をとりまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者で共有し普及を図るべきである。
- ・ ガイドラインを活用した研修。相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修カリキュラムに位置づける。
- ・ 意思決定支援ガイドラインの要点について
 - ① 意思決定（自己決定）という言説は、欧米においては、知的障害者等に対して、意思に基づく地域生活への支援から生まれたもので、脱施設と深い関係がある。
 - ② 今回の意思決定支援ガイドラインは、事業所で実際面で活用できるものである。
 - ③ 意思決定の内容は「生活の領域」、「人生の領域」、「生命の領域」と多岐に渡っている。すなわち個別性が高い。結局は、それぞれの障害者に共通の意思決定支援の標準化は困難である。
　　最終的には、意思決定支援とは「本人中心計画」に基づいて行われることが大切である。

○ さいごに

- ・ 意思決定の支援とは、広い意味での社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮ということができる。
　　障害者差別解消法は、障害者の意思決定支援を含めた本人を中心とした権利擁護などを補助する仕組みの必要性など多くの課題を投げかけているのではないでしょうか。皆さんで意思決定支援法を作りましょう。

シンポジウム

シンポジスト 琉球大学法文学部 人間科学科 准教授 鈴木 良 氏

○ 研究のテーマ

「知的障害者の脱施設化と地域生活支援について」

○ グループホームの課題

- ・ 入所施設と比較し、GHは日常に関わる決定や外出の機会は増える。
- ・ 入所施設やGHは、人生にとって大事な決定に参加していない。また人との関係、自己決定、社会参加の機会が乏しい。

○ 障害者権利条約とパーソナルアシスタンス

- ・ 第19条の意義
　　自立した生活（生活の自律）及び地域社会へのインクルージョン
- ・ パーソナルアシスタンスとは
　　利用者の主導による、個別の関係性の下での包括性と継続性を備えた支援である。

○ カナダにおける知的障害者のパーソナルアシスタンス

- ・ 親の会と本人の会
　　2002年 ピープルファースト・カナダと全国親の会の合同特別委員会設立
- ・ 親たちのGHの捉え方

　　ホームは3名が基本、ホーム名はつけない、職員も事務所も置かない。

・ 給付金の個別化と自己決定

　　ダイレクトペイメント。個別化によるメリット、障害者本人や家族に権限が移る。

○ 日本における知的障害者のパーソナルアシスタンス

- ・ パーソナルアシスタンスとしての重度訪問介護
- ・ 東京都多摩地区における自立生活運動
- ・ GHを個別化する戦略

　　結婚生活、友だち同士の暮らし等、多様な居住形態は工夫すればGH制度を活用しながら実現可能と

なる。

○ おわりに

自己決定は意志の表明を言葉で行うこととしてだけでなく、「問題行動」も意志の表明として受け止めることが重要。さらに、自己決定支援は単なる1対1の関係でなく複数の支援者や本人同士の関係性の中で絶えず試行されるものである。

シンポジスト 公益社団法人大分県手をつなぐ育成会 副理事長 村上和子 氏

○ はじめに

平成2年、息子（ダウン症）の養護学校入学を機会に育成会に加入する。

平成3年からは、小規模作業所（ネバーランド）を開設する。現在では、社会福祉法人シンフォニーとして県内に7つの喫茶レストラン（就労継続支援A型事業）を運営するなど「まちで働く」ことにこだわってきた。

○ まちで働く

授産施設時代は、給食が義務化され、自分で選び・注文して支払うといった行為が失われた。

本人の社会生活力のエンパワーメントを図ること、地域の人々の障害理解を進める目的に、地域に働く場を展開した。毎日、レジで注文・支払いして好みの昼食を自由に食べる環境ができた。

就労支援で、得意、不得意を知り、進路を自分で決めることができやすいようにした。

① 作業メニューを増やす

② ステップを作る

③ チャレンジできるように工夫する

○ まちで暮らす

まちで働くためには「暮らし」の安定が重要

親と離れて暮らすということを理解をして貰うために、1泊2日の宿泊体験ができる建物を用意した。親離れ、子離れの練習にもなった。

自身の気持ちや要求を言葉で表すことが困難な人の場合、これまでの生活のあり様を知ることは大切であり、個々にこれまでの暮らしを継続するため「ヒストリーシート」の作成に取り組んでいる。

○ 意思決定支援と意思疎通支援

これまでの支援が「代行」や「代理」を中心でしたが、本人にわかりやすく情報を伝えるための「意思疎通支援」と、その情報を基に自分で選び・決定していく「意思決定支援」の両方が揃ってこそ、自立的に暮らす環境が整っていくと考えている。

【第二回目】

7月3日（日）9時30分より始まった大会式典や記念講演に参加しました。

「中央情勢報告」 全国手をつなぐ育成会連合会 統括 田中 正博 氏



I 当会を取り巻く社会情勢と当面の課題

- ・ 障害者に対する虐待事件、障害者基礎年金の不支給問題、総合支援法3年後の見直しや差別解消法等を政策センターや権利擁護センターを核にして対応していく。
- ・ 2020年のオリンピック・パラリンピックや「障害者の文化・芸術の祭典」に向けた活動を本人活動支援委員会や国際委員会と連携した対応をしていく。

II 地域育成会の活性化に向けて

- ・ 新年度において地域育成会活性化のための研修等に助成する事業を行う。

- ・ 各区市町村育成会の主体的な研修等の促進、また「手をつなぐ」の購読者も増やし 育成会活動につながる裾野を広げていく。

III 組織運営について

- ・ 各機能（役員会、運営委員会、ブロック長会議、三役会）の開催

IV 各幹事会活動計画

- ・ 事務サポートセンター 担当：公益社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会
団体設立後の安定的な組織運営を確立するため各種業務を担う。
- ・ 権利擁護センター 担当：(公財) 兵庫県手をつなぐ育成会
- ・ 政策センター 担当：静岡県手をつなぐ育成会
- ・ 國際委員会 担当：(社福) 東京都知的障害者育成会
- ・ 本人活動支援委員会事業計画 担当：(社福) 大阪手をつなぐ育成会
- ・ 事業所協議会事業計画 担当：岩手県手をつなぐ育成会

障害者総合支援法3年後の見直しについて

施行期日が平成30年4月1日となっている。

障害者の望む地域生活支援の一層の充実や高齢障害者の介護保険サービスの利用促進の見直し、また障害児支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行っていく。

記念講演

「よろこびを力に」 元マラソン選手 有森 裕子 氏

バルセロナオリンピック、アトランタオリンピック両大会で銀メダル、銅メダルを獲得する。

自分のスポーツ体験を通して「一生懸命は必ず勝ちます」と、希望を持ってがんばっていくことを小学生・中学生をはじめとする子ども達に訴えつづけている。地雷で被害を受けたカンボジアの子ども達に保健体育を指導し「義手や義足をつけ、走ることで、夢を持つきっかけになれば」と、ふれあい・支援のためのNPOを設立し活動している。このような運動活動で、自分は走るスポーツを続けてきて本当に良かったと実感している。

最後に、有森氏の信条は障害のある人もない人も「世の中にたった一人しかいない自分の生き方にこだわること」「二度とやってこない一瞬一瞬を精一杯生きること」と結んでいた。

3回 全国手をつなぐ育成会連合会全国大会神奈川大会
併催 第50回手をつなぐ育成会関東甲信越大会



記念講演する元マラソン選手 有森裕子 氏



第一日目 サルサガムテープライブ

次期開催地

北海道札幌市

平成29年9月23日（土）・24日（日）

第56回手をつなぐ育成会東北ブロック大会

宮城県仙台市で開催された第56回手をつなぐ育成会東北ブロック大会は9月24日（土）・25日（日）2日間の日程で進められました。秋田県からの参加者総数は28名で内、本人が3名でした。

1日目は仙台市内の江陽グランドホテルで交流会が開催されました。

2日目の大会式典では主催者・来賓挨拶、各種表彰状・感謝状贈呈（秋田県からブロック大会会長表彰は秋田市・田中 勉氏と秋田市・菅原幸一氏の2名が受賞されました。）その後、大会決議（育成会・本人）の採択が参加者全員の拍手で承認されました。



参加者全員で「手をつなぐ母の歌」を斎唱

次に記念講演として、岩手県南三陸町愛の手をつなぐ親の会会長の千葉みよ子氏より「震災から5年が経過して」と題して、2011年3月11日、午後2時46分に発生した、千年に一度と謂われる悪夢の様な東北大震災で受けた子どもの行方不明、自身の死も考えた苦悶の日々を体験しながら、天皇陛下からのお声掛けをきっかけに、町の障がい者と共にどう生きていくのか自問自答し、それらのスライドを紹介しながら立ち直ってゆく様子を話されました。そうした中、平成27年7月に南三陸町歌津に放課後等ディサービス事業所「にじのわ歌津」を開所し、順調に進んでいる事を話し、一日一日を大切に前を見て、障がい者も誰もが安心して暮らせる街を目指して前を見て行きたいと最後に心強く結んでいました。



千葉みよ子氏

午後の育成会分科会では、第1分科会が全国手をつなぐ育成会連合会の統括 田中正博氏からの中央情勢報告、これから育成会の意義と役割をテーマに「これからの育成会」が行われました。第2分科会は秋田市手をつなぐ育成会副会長の小林 順氏から、老人保健施設の管理医師としての体験を通して、意思決定支援の重要性を中心に話題提供してもらい、権利・擁護について話し合われました。第3分科会では、年を重ねた本人への支援として「老い」が話し合われました。

本人分科会では、第1分科会「しゃべりば」、第2分科会「つどい」、第3分科会「体験観光」が開催されました。

今回は第2分科会の小林顕氏の話題提供の要点を記載しました。



小林 顕氏

- 自分が勤務している老人保健施設に入所されている重い認知症の方の医師として法定後見に関わった体験から「援助」とはどういったことを指すのか悩んだこと。そして、この「援助」すなわち「支援」の良し悪しで鑑定が変わるのでないか、ということです。知的障がいのある方の「支援」を考えた場合、特に「意思の表出や決定」に対してどのような支援がなされるかが重要である。この支援の如何でその方の人生が大きく変わっていくと思います。
- 施設に出産間近な知的障がいのある若い女性が入所された。在宅時は、しばしば徘徊する問題を抱えており、流産の危険等が予想されることからの入所となった。その後、臨月で他の病院で帝王切開で赤ちゃんを無事出産する。この時、不妊手術が行われ、本人は知的障がい者入所施設、赤ちゃんは乳児院入所となつた様です。

この時、各々重大な選択の場面で本人の意思が確認され、それが反映されたか大変気になった。

- イギリスでは2005年に制定された意思決定能力法（MCA）において、代理・決定は本質的に本人領域への侵犯と捉えられている。意思決定能力がないと判断されても、本人にとっての最善の利益（ベスト・インカラスト）を追求していくという行動指針が示されている。日本でも2015年9月にイギリスの意思決定支援制度のうごきを受けて「意思決定支援ガイドライン（案）の概要」が示された。

知的障がいがあり意思決定に困難を持つ人であっても、自分自身の意思に基づいて考え、行動し、そして自分自身の人生を生きることができる社会へと日本が成熟していくことを切望します。

文責：船木

来年の東北ブロック大会

平成29年10月28日（土）・29日（日）

福島県郡山市

●あとがき●

7月26日未明、神奈川県相模原市の知的障害者入所支援事業所「津久井やまゆり園」で起きた大量殺人事件で犠牲となられた方や、今まだ心の傷を負われたままのみなさまに対し、衷心よりご冥福をお祈りし、一日も早い回復を心から願っています。

このような痛ましい事件が、二度と起こることがないよう、我々保護者や関係者が今まで以上に問題を共有し、手を取り合って悲惨な事件の再発防止に努めなければと心に強く感じているところです。